

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度鶴田町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 96,669 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 392,410 千円

区分	事業名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	高齢者福祉事業 (老人福祉費)	9,640				7,696	1,944
	障害者福祉事業 (心身障害者福祉費)	352,022	264,015			70,261	17,746
	児童福祉事業 (乳幼児・子ども医療 給付事業費)	30,748	7,308		2	18,712	4,726
計		392,410	271,323	0	2	96,669	24,416